

茨城県軽費老人ホーム賃上げ等支援事業補助金（追加分） 交付要項

（趣旨）

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームを設置する市町村又は社会福祉法人（ただし、ケアハウスについては、社会福祉法人又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第2項の規定により知事の許可を受けた法人。以下「設置者」という。）が、福祉分野の人材不足が厳しい状況を踏まえ、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ及び職場環境改善に取り組む場合における施設従事者の処遇改善に必要な経費に対して知事が交付する茨城県軽費老人ホーム賃上げ等支援事業補助金（追加分）（以下「補助金」という。）については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

（補助対象経費）

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、賃金改善や職場環境改善のために必要な経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（補助金交付額）

第3条 知事は、予算の範囲内で、以下①から③の合計額により算出される額を上限として、補助することが必要と認められる額を交付するものとする。

- ① 対象期間における、施設従事者一人当たり月額1万円
- ② 生産性向上等に取り組む施設に対しては、介護職員一人当たり月額7千円の加算
- ③ 介護職員の定期昇給分として見込まれる額に相当する措置を実施する施設に対しては、介護職員一人当たり月額2千円の加算

※対象期間：令和8年6月から令和9年3月まで

※施設従事者：軽費老人ホームに勤務する職員（委託、派遣職員及び法人本部職員を除く）

（交付の条件）

第4条 この補助金は、次に掲げる事項を条件にして交付するものとする。

- (1) 設置者は、事業を中止し又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 設置者は、当該補助事業に係る補助金と、当該補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類を作成し、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。
- (3) 補助金の使途が次のいずれかに該当する場合には、補助金の全部又はその一部を返還するものとする。
 - ① 不正な手段によって補助金の交付を受けたとき
 - ② 補助金を他の用途に使用したとき
 - ③ その他規則および当該要項に違反したとき
- (4) 設置者が設置する軽費老人ホームは「社会福祉法に基づき軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年茨城県条例第63号）に準拠して運営されなければならない。
- (5) 知事は、交付の決定を行った場合においても、国の技術的助言その他事情の変更により、その決定の内容若しくはこれに附した条件を補助事業完了前に変更することが

ある。

- (6) 設置者は、令和8年6月から知事が別に定める期日までの間に、補助金交付額に相当する施設従事者の賃金改善（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。））や職場環境改善を実施しなければならない。
- なお、介護職員以外の職員の人件費改善に充当することは差し支えない。
- (7) 設置者は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で賃金改善を行うものとし、この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準（賃金の高さの水準をいう。）を低下させてはならない。
- (8) 設置者は、(6)、(7)の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管し、知事から求めがあった場合には、速やかに提示しなければならない。
- ① 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。）
- ② 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）
- (9) 設置者は、賃金改善や職場環境改善を行う方法等について、申請書に添付の実施計画書を用いるなどにより職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。
- (10) 第3条②を加算するのは、次に掲げる①又は②の事項のいずれかに加えて、③の事項を満たす場合とする。
- ① 設置者は、生産性向上に向けて、以下の両方の取組の実施を計画又はすでに実施していなければならない。
- イ スマートフォンによる記録、見守りセンサーやインカム等のテクノロジーを1つ以上導入
- ロ 生産性向上のための委員会の開催
- ② 設置者は、職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していなければならない。
- イ 介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
- ロ 業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）
- ハ 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組
- ③ 設置者は、①又は②で実施した取組の根拠となる資料を適切に保管し、知事から求めがあった場合には、速やかに提示しなければならない。
- (11) 第3条③を加算するのは、次に掲げる①及び②の事項を満たす場合とする。
- ① 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のイからハまでのいずれかに該当する仕組みであること。
- イ 経験に応じて昇給する仕組み
- 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。
- ロ 資格等に応じて昇給する仕組み
- 介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
- ハ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み
- 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

② ①の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。ただし、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記②の要件を満たすこととしても差し支えない。

(12) 「茨城県軽費老人ホーム事務費補助金」その他国または地方公共団体等の補助金により当該経費について助成を受けているものについては、本事業の補助対象外とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者は、別に知事が指定する日までに知事に提出しなければならない。申請にあたっては、電子申請・届出システムによる申請を原則とするが、補助金交付申請書(様式第1号)による申請もできるものとする。

2 交付決定を受けた設置者が、交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付の申請を行おうとする場合には、前項に定める手続きに準ずるものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ期間)

第7条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から7日以内とする。

(補助事業の内容変更等)

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた設置者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金の交付の対象となった事業(以下「補助事業」という。)の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、知事に提出し、その承認を受けなければならない。申請にあたっては、電子申請・届出システムによる申請を原則とするが、補助金変更交付申請書(様式第3号)による申請もできるものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は知事が別に定める期日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。報告にあたっては、電子申請・届出システムによる報告を原則とするが、補助金事業実績報告書(様式第4号)による報告もできるものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 補助金の額の確定は、補助金確定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(調査)

第11条 知事は、補助事業の完了に係る実績の報告を受け補助金の額を確定しようとするとき、または必要があると認めるときは、職員に補助事業などに係る帳簿、書類等について調査を行わせるものとする。

(知事の指示)

第12条 規則及びこの要項に定めるもののほか、補助金の取扱いについて必要な事項は、知

事がその都度定める。

付 則

この要項は、令和8年6月1日から施行する。

様式第 1 号

第 号
令和 年 月 日

茨城県知事 殿

市町村長

住所
社会福祉法人名
理事長名

茨城県軽費老人ホーム賃上げ等支援事業補助金（追加分）交付申請書

標記の補助金として、下記の金額を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 茨城県軽費老人ホーム賃上げ等支援事業（追加分）実施計画書（別表のとおり）

振込先銀行	銀行	支店
預金種別		
フリガナ 口座名義		口座番号

※補助金受領口座が理事長名以外の場合は、委任状を添付のこと。

第 号
令和 年 月 日

市町村長 殿
社会福祉法人理事長 殿

茨城県知事

茨城県軽費老人ホーム賃上げ等支援事業補助金（追加分）交付決定通知書

貴職から申請のあった標記の補助金については、茨城県補助金等交付規則第 5 条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、同規則第 7 条の規定により通知する。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、「茨城県軽費老人ホーム賃上げ等支援事業補助金（追加分）交付要項」（以下「要項」という。）に基づく事業であり、その内容は申請書記載のとおりであること。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 補助金の額の確定は、要項に定める交付額の算出方法により行うものであること。
- 4 この補助金は、要項第 4 条に掲げる事項を条件として交付するものであること。

様式第 3 号

第 号
令和 年 月 日

茨城県知事 殿

市町村長

住所
社会福祉法人名
理事長名

茨城県軽費老人ホーム賃上げ等支援事業補助金（追加分）変更交付申請書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった標記の補助金について下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|----------------------|---|---|
| 1 | 既交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 変更交付申請額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引増減額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金所要額調書（別表 1 のとおり） | | |
| 5 | 補助金所要額内訳書（別表 2 のとおり） | | |

様式第4号

第 号
令和 年 月 日

茨城県知事 殿

市町村長

住所
社会福祉法人名
理事長名

茨城県軽費老人ホーム賃上げ等支援事業補助金（追加分）事業実績報告書

令和 年 月 日付 第 号により交付決定及び令和 年 月 日付
第 号により変更交付決定通知を受けた標記事業の実績について、茨城県補助金等交付規
則第13条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 茨城県軽費老人ホーム賃上げ等支援事業（追加分）実施報告書（別表のとおり）

様式第 5 号

第 号
令和 年 月 日

市町村長 殿
社会福祉法人理事長 殿

茨城県知事

茨城県軽費老人ホーム賃上げ等支援事業補助金（追加分）確定通知書

貴職より実績報告のあった標記の補助金について、下記のとおり額を確定したので通知する。

記

補助金の確定額 金 円